

平成29年1月10日

愛知県上海産業情報センター  
余語 克昭

## 一般調査報告書 中国における外国人就労許可制度の改正について

愛知県上海産業情報センターは、中国でビジネスを展開されている企業の皆様のサポートを任務として活動しています。その活動の一環として、先月、上海において、企業への情報発信のために、労務管理や駐在員の就労許可、ビザの動向等をテーマとしたセミナーを開催いたしました。

今回は、セミナーに参加いただいた企業様から質問が多く寄せられた、中国の外国人就労許可制度の改正について、レポートいたします。

### 1 制度改正の背景と流れ

制度改正の背景としては、外国人の中国における就労について明確な基準を設けること、急増する外国人に対し厳格な管理を行うこと、ハイレベル人材の就業を促しローレベル人材の就業を制限することが挙げられます。不法就労者の増加問題も念頭にあり、中国人の雇用を優先にする失業対策の側面も持つと考えられ、一定の基準を設けて外国人の就労を管理するという趣旨であるものと考えられます。

北京市・天津市・河北省・上海市・安徽省・山東省・広東省・四川省・雲南省・寧夏回族自治区が新制度の試行地域として指定されており、2016年10月から各試行地域で制度準備を実施、2016年11月から2017年3月31日までの新制度試行期間とされています。（現在、試行実施中）

2017年4月1日より、全国において新制度が実施されることとなっています。

### 2 新制度の概要

#### (1) 分類管理

新制度においては、外国人の就労は、A類、B類、C類の3種類に区分され、3種類それぞれの外国人についての就労制限が設けられ、分類の基準が設けられています。ポイントとしては、これらの人材のグレード分けと捉えられる3種類のランク付けは並列のもので、例えばB類に入れない人材がC類に分類されるというものではないということです。

### 【A類】「外国ハイレベル人材」

例えばノーベル賞受賞者、スポーツ選手等の高度人材で、中国経済や社会発展に必要な科学者、科学技術における先端人材、国際企業家等が想定され、専門的な特殊人材などを指します。

認定条件：

- ① 国内人材誘致計画に選ばれた人材
- ② 国際公認の専門的な成績の認定基準に符合する人材
- ③ 市場動向に符合する奨励類職場の必要な外国人材
- ④ 革新・創業人材

### 【B類】「外国専門人材」

外国人来中就労指導目録に符合しており、中国経済や社会発展に必要な外国専門人材を指します。専門人材とありますが、「外国ハイレベル人材（A類）」「外国普通人員（C類）」との区分上の名称であり、企業駐在員の方は、ほとんどがここに該当されると思われます。

認定条件：

- ① 学士以上でかつ2年以上の実務経験のある外国専門人材
- ② 国内（中国）の大学で修士以上の学位を得た外国人
- ③ 国外の100強大学で修士以上の学位を得た外国人
- ④ 年収が所在地の平均給与の3倍以上に達している外国人
- ⑤ 外国語の教員
- ⑥ 点数評価結果が60点以上である専門人材

### ※補足

- ①学士以上：実際には学士相当という表記になっており、認定各国によって学士の基準が異なるため、実際には申請してみないと判断はできない部分ではありますが、日本の四年生大学卒であれば条件を満たしているものと考えられます。
- ③国外の100強大学：中国側の選定であり、日本では、東京大学、京都大学、名古屋大学が選定されています。
- ④年収：所得税の申告ベースでの年収と捉えるべきであると考えられます。

なお、①～⑤に属さない場合、⑥の点数評価判定となります（詳細は下記表参照）。点数評価判定においては、外国人就労の省級管理部門が10点を限度に加点をする権限を持ち、合計60点以上で基準を満たすとされます。

また、①においては、学士以上でかつ2年以上の職務経験が求められており、今後は、大学新卒新入社員の派遣は、要件が厳しくなるものと捉えられます。

## 【C類】「外国普通人員」

国内の労働市場の必要に応じ、国家政策の規定に符合する臨時的、季節的、非技術的、サービスの業務に従事する外国普通人員を指します。

### 認定条件

- ① 国务院の関連行政主管機関が雇用を批准（授權）している外国人、または中国と外国政府間の協定により雇用する外国人
- ② 政府間協定により、中国において実習する外国青年
- ③ ハイレベル人材に付帯されて家政サービスに従事する外国人
- ④ 遠洋漁業などの特殊領域で就労する外国人
- ⑤ 国境における季節的な労働者
- ⑥ 職場割当管理を実施しているその他外国人

### ■ (参考) 点数計算の基準表

項目	基準	点数
直接資格授与	国内人材誘致計画に選ばれた人材、専門的な成績で国際認定基準に符合する人材	—
	市場動向に符合する奨励類職場の必要な人材	—
	革新・創業人材、優秀な青年人材	—
年間給与	45万元超	20
	35万元超～45万元以下	17
	25万元超～35万元以下	14
	15万元超～25万元以下	11
	7万元超～15万元以下	8
	5万元超～7万元以下	5
	5万元以下	0
学歴	博士またはこれに相当	20
	修士またはこれに相当	15
	学士またはこれに相当	10
実務経験	2年を超過する年数1年ごとに1点加算	最高15点
	2年	5
	2年未満	0
年間勤務月数	9か月超	15
	6か月超～9か月以下	10
	3か月超～6か月以下	5
	3か月以下	0
中国語レベル	中国語教育専門の学士号及びこれ以上の学位	10
	HSK5級以上	10
	HSK4級	8
	HSK3級	6
	HSK2級	4
就労地区	西部地区	10
	東北地区などの古い工業地区	10
	中部地区の貧困県等特殊地区	10
年齢	18～25	10
	26～45	15
	46～55	10
	56～60	5
	60歳以上	0
世界著名大学卒業または世界500強企業就職経験	世界100強大学卒業	5
	世界500強企業の就業経験	5
外国人就労の省級管理部門が定める追加点数	地方の経済・社会発展に必要な特殊人材(省級管理部門が具体的基準を規定)	0～10

■ (参考) 各分類の就業条件比較

	A類	B類	C類
	外国ハイレベル人材	外国専門人材	外国普通人員
年齢	制限なし	18～60歳 (必要に応じ緩和)	18～60歳
数量	制限なし	原則制限なし	数量制限あり
実務経験	制限なし	2年以上の経歴 (必要に応じ緩和)	—
学歴	制限なし	学士以上 (必要に応じ緩和)	—
犯罪記録	無犯罪の承諾	無犯罪(証明)	無犯罪(証明)

(2) 二証統合

外国人を雇用する組織に対しては、従来の「外国人就労許可証書」と「外国専門家来中就労許可証」が一つに統合され、「外国人就労通知書」の許可を与えることとなっています。また、外国人本人に対しては、従来の「外国人就労証書」と「外国専門家証書」が統合され、「外国人就労許可証書」を与えることとなっています。

これはつまり、「外国専門家証書」がなくなり就労許可証書に一本化されることを意味しています。従来から60歳以上の就労許可の取得は難しく、日本で定年退職した技術者が中国での技術指導を行う際は、「専門家証書」で業務に従事するケースが多くありましたが、この「専門家証書」が就労許可書に集約されてなくなってしまうため、今後、60歳以上の人材による技術指導が難しくなることが想定されます。

(3) その他、申請書類・手続きの基準化、利便性の向上など

上記の他、書類や手続きの基準化が進められ、「外国人来中就労許可サービス指針」の制定、申請手続・申請資料・許認可所要期間の明確化、申請資料サンプルの提示による利便化、全国レベルでの外国人来中就労管理サービスシステムの導入(オンライン申請)による利便性の向上、ハイレベル人材については書類提出を簡略化する「承諾制度」の導入などがなされ、利便性を向上させる内容となっています。

### 3 まとめ

今回の改正により、基準が明確化されることで、地域による差異や人的関係での運用、様々な抜け道がなくなり、特に従来から困難であった60歳以上の技術指導者や新卒者の就労が、更に困難になることが予想されます。

2017年4月の全国実施に向け、状況を注視しなければならないところですが、方向性としては就業許可取得の条件は厳しくなる可能性が高いと思われます。自社の従来のような方法・対応が不可能となった場合に、どのような対応をとるべきか、中国拠点側のみならず、日本本社側においても、検討することが必要な状況であると考えます。

以上の情報は、2016年12月に開催した当事務所主催セミナーにおいて講演された内容による情報となりますが、最新情報について、また内容に係るご質問等がございましたら、お気軽に当センターへお問い合わせをいただければと思います。

愛知県上海産業情報センターでは、今後も引き続き、中国でビジネスを展開される企業の皆様のお役に立てるよう情報提供してまいります

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。

上海産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力していますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否は読者の判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。